破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１６号
青森県三沢市桜町１丁目３番７号
債務者　伊藤　誠吉
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３８号
栃木県真岡市久下田936番地１
債務者　吉成　計助
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第９４２号
埼玉県幸手市栄６番９―303号
債務者　安田　英明
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４５号
さいたま市中央区新中里５丁目24番６号　四季の荘203、旧住所さいたま市見沼区東大宮４丁目45番地６　ヴェルディーノ305
債務者　大石　英司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０００号
さいたま市浦和区北浦和２丁目11番19号　やよい荘201
債務者　市川由美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
埼玉県上尾市愛宕２丁目22番４号　越路ハイツ301
債務者　杉田健太郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
埼玉県蓮田市大字蓮田1012番地　グランハイム由Ａ―102号
債務者　関根　桂子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
埼玉県幸手市大字下吉羽1305番地
債務者　田熊　由香
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８６号
埼玉県川口市栄町３丁目12番６号　サカエ301号
債務者　山崎　明枝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
さいたま市桜区大字大久保領家281番地
債務者　福島　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０２号
さいたま市西区島根797、住民票上の住所埼玉県朝霞市岡３丁目13番50号　グレーマジック102
債務者　戸張亜由美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６４号
埼玉県蕨市錦町４丁目８番26号　ウエストパレス蕨Ⅰ―505号、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸721番地75
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１３号
埼玉県加須市川口１丁目12番地１
債務者　折田　夏代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
埼玉県越谷市東柳田町８―17イーストウィン0103号、住民票上の住所埼玉県草加市金明町242番地19
債務者　近藤　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
埼玉県越谷市東越谷７丁目117番地１
債務者　鈴木万里子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
岐阜県大垣市築捨町１丁目79番地
債務者　浅野　　学
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
愛知県稲沢市朝府町16番34―104号
債務者　東　　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部